

治療と仕事の両立支援が始まりました

どうして両立支援が必要なのか？

雇用している労働者が、がん・脳卒中・心疾患・糖尿病・肝炎・難病など、継続的に治療を受けなければならない病気にかかったとしたら…。例えば…

- 日本人の2人に1人が生涯のうちにがんになると言われています。
- 仕事を持ちながらがんで通院している人は推定32.5万人。治療を継続するためにも仕事は経済的な支えです。がんは不治の病から長く付き合う病気になりました。しかし迷惑をかけたくない、仕事の調整がつかないなどの理由で退職をされる方が3割から4割もいます。
- 事業者にとっても従業員の退職は貴重な人材の損失につながります。事業者が両立支援に取り組むことで次のような効果が望めます。

- ◆大切な人材の継続的確保
- ◆相談しやすいメンタルに優しい職場環境に変化
- ◆働く人のモチベーションアップ、生産性の向上、企業価値の向上



病気になるっても
安心して働き
続けてもらう
ために…

千葉産業保健総合支援センターでは両立支援促進員が 治療と仕事の両立支援を無料でお手伝いします



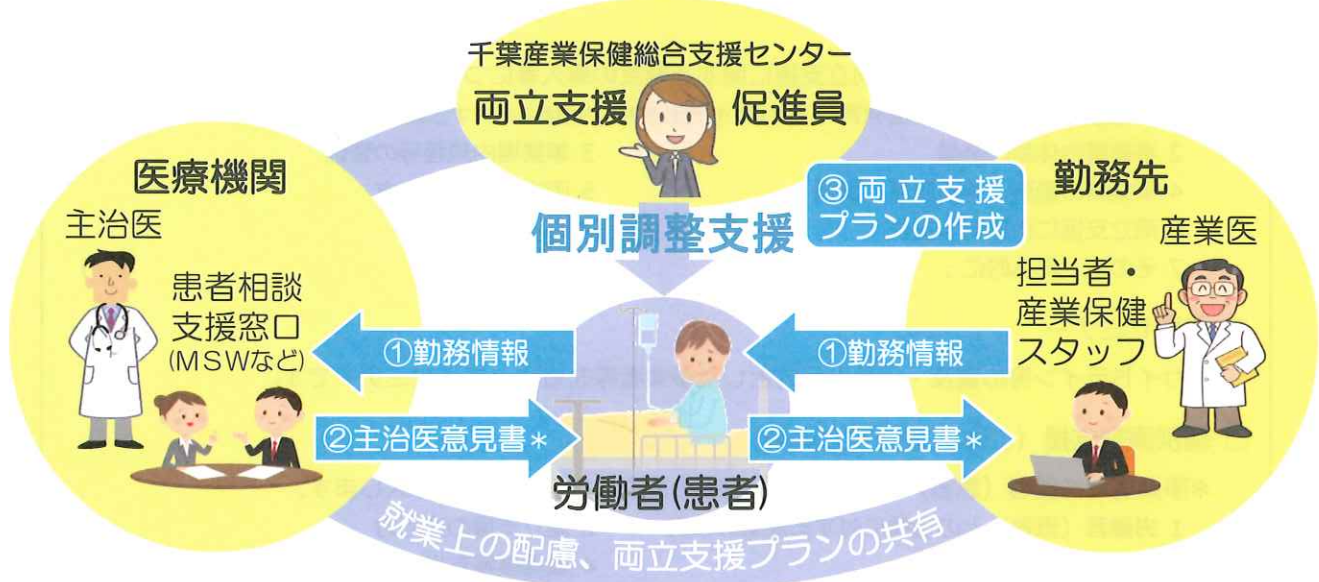
＜労働者＞治療中も仕事は継続できるのか。会社から治療のための休暇取得や仕事の（患者）軽減などの配慮をしてもらえるのか。

＜主治医＞患者はどんな仕事をしているのか、就業上の配慮はしてもらえるのか。

＜事業者＞従業員は治療中も仕事を継続したいと言っているが、働かせて大丈夫か。

就業上のどんな配慮が必要か。両立支援はどのように進めたらよいか。

そんな疑問に答えられるよう、労働者や事業者からの依頼により、両立支援促進員等がステップに応じた助言・支援を無料で行い、労働者・事業者・医療機関の連携をお手伝いします。



* 両立支援に関するがんの主治医意見書作成は、産業医が選任されている事業場に就労している場合に、平成30年度診療報酬改定により診療報酬の対象となります。

その他以下のような両立支援に関する支援サービスを無料で提供しています。

- ① 事業者や人事労務担当者などからの両立支援に関する個別の相談に応じます。
- ② 事業場を訪問し、状況に合った具体的な助言等を行います。また、治療と仕事の両立への理解を促進する社内研修を実施します。
- ③ 両立支援を普及促進するため、事業者団体等の啓発セミナーに講師を派遣します。

お問合せは

千葉県地域両立支援推進チーム

独立行政法人労働者健康安全機構

千葉産業保健総合支援センター



〒260-0013 千葉市中央区中央3-3-8 日進センタービル8階

TEL 043(202)3639 平日9:00~16:00 FAX 043(202)3638

URL <https://www.chibas.johas.go.jp>

治療と仕事の両立支援申込書

年 月 日

事業場名			
業種		労働者数	人（企業規模 人）
事業内容			
所在地	〒		
	TEL		FAX
担当者	部署名	氏名	
	E-mail		
	職種	<input type="checkbox"/> 産業医 <input type="checkbox"/> 保健師・看護師 <input type="checkbox"/> 事業主 <input type="checkbox"/> 労務管理担当 <input type="checkbox"/> 衛生管理者 <input type="checkbox"/> 労働者（患者） <input type="checkbox"/> その他（ ）	
訪問希望日時	第1希望	年 月 日（ ）	時 分～ 時 分
	第2希望	年 月 日（ ）	時 分～ 時 分
	上記希望日以外の日程でも調整		可 ・ 不可

希望支援内容：□にチェックを入れ、希望する番号に、○印を付けて下さい。

個別訪問支援

*担当者が事業場を訪問し、両立支援に関する制度の導入等についてアドバイスします。

- | | |
|--|--------------|
| 1 管理監督者向け両立支援教育（事業場の管理監督者や労働者等に対する意識啓発の社内教育） | 3 事業場内規程等の整備 |
| 2 事業場内体制の整備 | 5 両立支援の進め方 |
| 4 事業場の勤務、休暇制度の整備 | |
| 6 両立支援に係る情報提供 | |
| 7 その他（具体的に： _____） | |

啓発セミナー

*ガイドライン等の普及・啓発を目的とした事業者等を対象とするセミナーです。

個別調整支援（ご本人の同意が必要）

*事業場と労働者（患者）間の、仕事と治療の両立についてアドバイスします。

- | | |
|------------------------|-----------------|
| 1 労働者（患者）との治療に対する配慮の検討 | 2 両立支援の進め方 |
| 3 両立支援プランの作成 | 4 職場復帰支援プランの作成 |
| 5 主治医等への相談 | 6 就業上の措置についての検討 |
| 7 その他（具体的に： _____） | |

※支援センター記入欄：

【申込先】 独立行政法人労働者健康安全機構 千葉産業保健総合支援センター

〒260-0013 千葉県千葉市中央区中央3-3-8 日進センタービル8階 TEL：043-202-3639

F A X : 043 - 202 - 3638

※本書をFAXにて送信してください。申込書受領後、当センターからご連絡いたします。

※この用紙に記載された個人情報、産業保健活動総合支援事業の目的以外には使用いたしません。